

明治監獄則下における受刑者の図書閲読（上）

中 根 憲 一

- 一 総 説
- 二 明治五年監獄則
- 三 明治十四年監獄則
（以上本号）
- 四 明治二十二年監獄則
- 五 明治三十二年監獄則

一、総 説

わが国の矯正施設（刑務所、拘置所等）において初めて受刑者に図書の閲読が許されたのは、実に明治初年のわが国近代監獄制度創設時に遡る（1）。

明治三年十一月、東京府佃島徒場は四書、五経その他の修身書を購入のうえ徒罪人へ貸与した（2）。官本貸与の始めである。同四年二月制定の徒場規則では、毎月一日に、徒罪人教育の

ため心学の講義を聞かせ、かつ徒罪人のうち読書のできる者を選んで経書を貸与し、日々稽古せしめたといふ（3）。その後明治五年七月には、東京府は司法省に伺いのうえ、獄内準流人に對し（4）、同八月には未決囚に對し（5）、それぞれ書籍を官費購入のうえ貸与した（6）。ただし、未決囚については、書目等をあらかじめ司法省へ提出、審理上差しつかえないものだけに限り閲読が許可されている。

これらはいずれも、幕末期寄場以来の伝統的な教化主義的刑政の流れのなかでその意義を評価しうるであろう。そこでは、図書閲読は規制の対象としてではなく、むしろ積極的に、改過



房内正座ノ圖

(大日本監獄協会「大日本刑獄沿革略史」(明治28年))

遷善・徳性涵養の手段としての、いわゆる図書教化が指向されてきたといつても過言ではない。囚人に図書の閲読を認めるのは、「前非ヲ悔ヒ後榮ヲ望ミ邪惡ヲ去リ善良ニ遷ラシムル為(7)」であるとの観念されていたのである。図書の官費購入・備付けは、いわば当然のことと考えられていた。

明治五年十一月二十七日制定の監獄則は、わが国固有の、これら伝統的教化主義刑政の進展のうえに、あらたに西洋近代監獄制度を結合させたものとして画期的であり、わが国近代監獄制度の創設はここをもって礎とされる。

明治五年監獄則は、囚人の図書閲読に関し、雜則中、次の一条を規定した。

「監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シ以テ囚人ノ誦読ニ供ス」

わが国監獄史上、受刑者の図書閲読に関する最初の規定である。同監獄則は当時のイギリス植民地監獄の実地調査にもとづき、いわば調査復命書の性格(8)が濃厚であり、右の図書閲読規定の文言のうえにも、法律的条文としての体裁の不十分さがうかがえる。それはともかく、同監獄則が、イギリス系西欧監獄の完全な模倣のうえに成立したにしても、官有書籍の備付―監獄書籍館設置について規定したともとれる独立の一条を設けたことは注目してよい。

明治五年監獄則は、その後、明治十四年、同二十二年、同三十二年と三度にわたる改正を経て、明治四十一年の現行監獄法へと引継がれていく。しかし、高邁な理想を高く掲げた監獄則にとつて、その間の刑政の歩みは決して坦々としたものではなかった。

明治維新後各地に生起した不平士族の争乱は、かの西南戦争を頂点として鎮静化した。が、そのための征討費用は国家財政の圧迫をきたし、明治十四年四月から府県監獄費の国庫支弁が停止されることになるのである。各府県はこれにより監獄経費の縮減を図らざるをえず、以後監獄の根本的改良は到底望むべくもなく、官有書籍の整備は後手廻しにされざるを得ない状態となつた。各府県監獄においては、当初指向された官本中心主義から、差入・購入等による、いわゆる私本の閲読を許容する方向へと転換を余儀なくされるのである。

旧刑法の制定に伴う、明治十四年の監獄則改正を経て明治二十年代に至るまでは、国庫支弁の集治監を除き、各府県監獄いづれにおいても官本の整備は不十分を極め、加えて、土族争乱終結後各地に継起した自由民権運動の発生は、多数の政治犯の収監を結果し、獄内の衆情は不穏となり、教化主義的刑政の理想よりは獄内の規律保持に重点がおかれる有様となつた。私本閲読についても、閲読の許可基準、差入・購入全般にわたるきびしい規制のもとにおかれるのである。

その後明治二十年代に入るとともにドイツ法の勃興期を迎え、プロイセンを中心としたドイツ監獄学の強い影響のもと、次第に確固とした監獄制度の確立がはかられるようになる。旧憲法の制定に伴い改正された明治二十二年監獄則は、その第三十二条(9)において、囚人の法律書閲読を許可するとともに、図書閲読の許可基準を緩和し、従前の修身・宗教書の類から教化上有益なるものへと、その許可範囲を拡大するに至つた。

明治二十七年領事裁判権の撤廃。改正条約は明治三十二年七

月一日および八月四日を期して実施されることとなつた。来たるべき外国人収容に備え、明治三十二年七月、監獄則が改正される。同三十三年一月には多年の懸案であつた監獄費の国庫支弁が決定される。さらに同年七月、監獄事務は内務省から司法省へ移管となる。三十六年三月監獄官制が発せられ、すべての監獄は司法省直轄となつた。ここにわが国の監獄制度は名実ともになつたのである。

監獄費の充実とともに、官本の整備も次第にはかられてくるようになる。監獄書籍館構想があらわれてくるのもこの頃からであろうか。囚人の作業工銭に利子を附し、それをもつて書籍購入をはかるうとする、今日においてもなお真面目な検討に価するような、ユニークな方法も提案されている¹⁰⁾。

また、明治二十年代に入るとともに、各府県は相次いで図書取扱規程、図書貸借規程等を制定し、閲読許可基準の具体化、明確化をはかるとともに、官本の取扱い手続、私本購入手続等、具体的な細目を定めるに至つた¹¹⁾。明治三十六年開催の典獄会議においては、閲読図書書の許可範囲の拡大と官本の整備・充実に指示され、以後、極めて飛躍的な進展を遂げるのである¹²⁾。以下、明治五年監獄則の制定から同四十一年に現行監獄法が制定されるまでの間を、明治五年監獄則時代、同十四年監獄則時代、同二十二年監獄則時代、同三十二年監獄則時代の四期に区分し、各期における受刑者の図書閲読をめぐる状況を史的に概観する。本号においては、うち前二期を扱う。

注

(1) 本稿においては、明治維新後の監獄制度をその対象とした。断るまでもなく、維新前と維新後では獄制の成立基盤が全く異なるのみならず、監獄そのものの性格も、幕藩下(牢屋)にあつては刑の執行までの未決拘禁施設といふべきものであり、刑の執行場としての性格は原則として有しな

(2) 真宗本願寺派本願寺・同大谷派本願寺『日本監獄教誨史』上(昭和二年)三〇ページ

徒場掛伺

一、徒罪人修身書講読ノ件

(前略)使役ノ暇聖賢之道講讀為致候得ハ無益ノ雑談トモ相違ヒ改心ノ一助ニモ相成且勸善ノ名義ニモ相協可申間四書五経ノ類買上夫々素読講釈等出来候者へ相渡置休暇或夜中杯回読講讀為致度(後略)

刑部省指令 伺之通

(3) 細川龜市『日本獄制史論』(出版年不明)六九〇ページ

(4) 内閣記録局編輯『法規分類大全』第一編治罪門三 監獄 五九ページ

東京府ヨリ司法省へ照会五年七月十二日

準流人へ書籍渡方ノ儀ニ付別紙ノ通囚獄係ヨリ伺出候右ハ別段締筋へハ關係不致儀ト存候間伺ノ通為取計度依テ別紙相添此段及御問合候也

司法省回答五年七月十七日

準流人書籍渡方ノ儀ニ付囚獄掛リヨリノ伺書相添御問合ノ趣致承知候右ハ於当省差支ノ筋無之候間伺ノ通取計候様囚獄掛へ御達有之度此段及御答候也

(別紙)

囚獄掛伺五年七月

獄内準流者ノ儀徒食齋屈ヨリ病者モ相増懸然ノ至ニ付先般以來伺済ノ上本郷御用地ニ於テ運動為致候へトモ何分数多ノ人員毎日交換在獄ノ者モ有之右ノ内読書出来候者へハ徒罪人ニ準シ心得可相成書籍相渡読書等為致候バ、鬱散且奸悪ノ者共自然勸善ノ一端ニモ可相成ト奉存候間差障不相成書籍買上差入遣シ度此段相伺候也

(5) 『法規分類大全』第一編治罪門三 監獄 六一ページ

東京府ヨリ司法省へ問合五年八月二十四日

囚徒之内未決掛リ屋入之者ヨリ書籍之儀屢々歎願有之候ニ付差障不相成書類差入レ遣度右者於御省別段御差支之筋無之候哉及御問合候也

司法省回答五年八月二十四日

囚徒未決之者ヨリ書籍願云々御掛合ノ趣致承知候然ルニ未決者之儀ニ付而ハ故障筋モ有之候間願出候書目詳細致承知度并ニ未決之内ハ判事檢事關係之廉不少候付以來未決者之儀ニ限り囚獄掛ヨリ直ニ当省へ申出候様御取計有之度及御相談候此段御答旁及御掛合致也

(6) 辻敬助『日本近世刑法史稿』下(昭和十七年、刑務協会)七九四ページは、これを「差入」としている。文理上、「官本貸与」と解すべきではあるまいか。前掲『日本監獄教誨史』上・三八五ページも、これをもって「官本備付」と解している。

(7) 小原重哉『監獄則注釈』(明治十五年)六一ページ

(8) 重松一義『近代監獄則の推移と解説』(昭和五四年)四ページ

(9) 監獄則(勅令第九十二号明治二十二年七月十二日)第三十二条

囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看ト請フトキ之ヲ許ス
囚人及懲治人書籍ヲ見ント請フトキハ修身宗教教育營業ニ必要ナルモノニ限り之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ総テ之ヲ許ス 但領置外ノ書籍ハ当該裁判官ノ承諾ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

(10) 小河滋次郎『日本監獄法講義』(明治二十三年)一四一ページは、**「給与工錢ノ利子ノ如キハ監獄藏置ノ書籍類購求ノ費用等ニ充用スルコト其最モ宜シキヲ得タルモノナリト信ス**欧州諸國ニ於ケル少シク完全セル監獄ニ於テハ大概附属書籍室ノ設ケアラサルハナシ若シ出来ヘクハ我カ監獄ニ於テハ書籍室ノ外尚ホ多少ノ閱覽室ヲ附属セシメント予ノ冀望スル所ナリ」と述べている。ちなみに小河は内務省警保局官吏として明治二十二年監獄則の制定に深くかかわった。明治二十四年九月同局監獄課長に任命される。

(11) 前掲『日本近世行刑史稿』下・八四〇ページ

(12) 『刑務所長会同席上に於ける訓示・演述・注意事項集』(昭和八年、刑務協会)

十八 囚人書籍看読ノ範圍ハ各監獄ニヨリ広狹其度ヲ異ニス伝記隨筆等事ノ害ナクシテ多少慰樂ノ具ニ供スヘキ者ハ絶対ニ之ヲ禁止スルアリ或ハ之ヲ許可スルアリ今其一律ヲ期セシムル欲セハ書目ヲ一定スルニ如カスト雖モ要スルニ看読書籍ノ範圍ハ教育上及規律上差支ナキモノハ囚人ノ個人的關係ヲ省ミ可成之ヲ許容スルノ方針ヲ採リ殊ニ実業教育ニ關スル書籍ノ如キハ寧ロ看読ヲ奨励シ以テ自立ノ念ヲ厚カラシメ其ノ歴史地理算術等普通修学用トシテ採用スヘキ書籍ノ如キハ彼等ヲシテ之ニ由リ智識ヲ撰取センコトヲ希望スルニ至ラシムルノ注意アルヲ要ス徒テ此等ノ書籍ハ経費ノ許ス範圍内ニ監獄ニ於テ購求保管シ其書目ノ如キハ可成之ヲ印刷シテ各房ニ備ヘ囚人ヲシテ各其欲スル書籍ヲ看読スルヲ得サシム

ルノ便宜ヲ与フヘシ

二、明治五年監獄則

明治五年十一月二十九日、わが国最初の近代的監獄立法といわれる監獄則并図式(太政官達第三七八号)が各庁府県に対し頒布された。同監獄則は当時のイギリス領ホンコンならびにシंगाポールの植民地監獄に範をとり起草されたもので、不平等条約の改正を目指して西欧化の道を急ぐわが国が短時日のうちにまとめ上げたものである。緒言(一)にみられるごとくその理想は極めて高く、反面、法規的実効性においては極めて不十分なものであった。同監獄則は、翌年、主として予算上その他の理由によりその施行が中止されるに至ったが、国家法としての効力を否定されたわけではなく、各庁府県においては、實際上、刑政の指針として部分的に運用された場合が少なくない。しかし同監獄則は、施行細則の伴わない、いわば憲章的性格のものであったから、その解釈・適用には種々疑義を生じ、刑政の実際において各庁府県その取扱いを区々にする例少なしとなかった。各監獄は未だ扱べき具体的な細則をもたず、実務の取扱いは、司法省との伺・指令の往復のなから形成されてきたといつてよい。この時期はわが国監獄史上摸索の時代であったのである。

官本(二) 明治五年監獄則は、官有書籍の備付―監獄書籍館につ

いて規定したともとれる、画期的な前記一条を定めた。しかしその規定箇所は雑則中であり、前後の法条との関連性にも乏しく、起草者が同規定を監獄則中、体系的にどのように位置づけたのか、必ずしも明らかではない。雑則の規定内容は、文字どおり極めて雑多なものであって、その配列も必ずしも体系的とは言いがたい。起草者はイギリス植民地監獄の図書規定をどのように理解したのであろうか。条規の単なる移植にすぎないのか。

しかし前述した如く、同監獄則は西洋近代監獄制度の単なるコピーではなく、幕末期人足寄場以来次第に醸成されつつあった伝統的教化主義刑政の土壌のうえにそれが結合されたところに固有の意義がある。すなわち、わが国においても、前述したように監獄則制定前すでに囚人の書籍閲読の例を散見することができるのであり、その思想的系譜は、前記人足寄場における仁愛的教化主義刑政にもとめることができる。書を通じての教化思想はすでにあったのであり、わが監獄則が、囚人の書籍閲読の手段として官有書籍の備付けにつき規定したのは、それら流れからいって、必ずしも唐突なことではなかった。有用な書籍を備え、囚人をしてこれを読ませしめ、その教化・改善をはかるのは、いわば教育的処遇の一つと観念されていたのである。明治四十一年の監獄法制定に至るまで、監獄則の各懲罰項目中、図書閲読の制限を内容とする懲罰がみうけられないのも、まさにその事と表裏する(3)。

さて、当時わが国の監獄は、旧幕藩の牢屋・米倉等を転用した老朽不備の小監獄がほとんどであり(4)、加えて監獄則の施行

中止により、各監獄における官本備付けは、監獄則の理想とはほど遠く、ほとんど皆無に近い状態であった。しかも明治十年頃に至るまでは、各監獄における官本備付けはわずか学習用程度のものに過ぎなかったといわれる(5)。

官本貸与の創始はすでに監獄則制定前に始まるが、各府県とも書籍購入にかかる独立の費目はこれを持たず、その捻出には各監獄とも大いに苦慮したようである。明治九年四月、各監獄における書籍購入は懲役費からの支出が認められることとなったが、かねて懸案の図書購入費別途支出の件は認められず(6)、官本整備は依然まなぬ状態であった。なお、明治十二年制定の集治監事務章程第十条には、「罪囚ノ為メ定額金ヲ以テ書籍ヲ買入ル、事」と規定されている(7)。集治監は、内務省直轄の国庫支弁による監獄であったから、地方監獄よりは比較的恵まれていたであらうか。

明治五年監獄則には図書閲読の許可基準は未だなく、その取扱いは実際は各府県の裁量にゆだねられていたのが実状であった。もとより官・私本を問わず、囚人に書籍閲読を許したのはいくまで教育的処遇の一環と考えられていたから、そこにはおのずと一定の制約はあったであらう。許可書日は、おおむね修身・宗教の類であった。しかし、明治八、九年頃に至るまでは、それでも規制は比較的緩やかであったと思われる。既に新聞閲読を許していた監獄もあり、「いろいろ文庫」等の小説類を認めていた監獄もあったようである。閲読書籍の内容面について規制が加えられていくのは、後述する明治七年六月の新聞紙差入禁止の頃からであらうか。政治に関するもの、時事に関する

ものについては、新聞紙以外の一般書籍についても、広く閲読の制限を受けるのである。その後、明治九年四月には遊戯猥褻に渉る書籍の差入れが禁ぜられ、漸次教育ならびに紀律上から、閲読書籍全般にわたり幅広いコントロールを受けることになる。

ここで当時の監獄における図書閲読(官本)の状況を二、三みてみよう。

明治八年七月、横浜監獄は囚徒に対し漢書、經書の類、勸善修身の書籍を貸与し、また、筆・紙・墨・文具を給して文字を学ばしめた。当時備付けの書籍は漢文、經書、修身、道話が多く、仏教その他の宗教に関する書籍は少なかったという。備付け書籍は官費購入にかかるものが主であったが、『日本の宗教』三〇〇部、『三部妙典略解』五〇部等、寄附にかかるものもあった。なお神奈川県は、内務省に伺いのうえ、明治十年八月未決囚に対しても、懲役場備付けの官本の貸与を行っている(8)。

宮城監獄は、明治十二年の創設当初より、囚徒善導の方法として修身または営業に必要な書籍を備付け、教誨係は各人の適否を調査してこれを貸与し、作業終了後読書せしめたという。しかし備付け書籍の種類冊数は極めて少なく、当時所蔵の書籍は、わずか次の二十六種のみであった(9)。

勸善訓蒙 感化修身談 西国立志篇 西洋品行論 小学道德論 明治孝節録 小学読本 田峻年中行事 漢文広益玉篇 新撰玉篇 經濟要旨 習字本 習字帖 小学簡易作文 農業三事 開化二一天作 雅俗幼年新書 修身訓蒙 知氏家訓

修身論 修身説約 新書算記法 修身格言集 羽翼原人論 三部経 古文孝経

新潟県は、明治十四年四月十八日、監獄事務章程を制定。同第十三条において囚徒に貸与すべき書籍の購入について規定したが、当時どのような書籍を購入したかは定かでないという。多くは小学もしくは論語の類であったと思われる(10)。

ところで、明治十一年七月、埼玉県は他県に先がけ早くも書籍貸借規則を制定した(11)。図書閲読関係規定の制定が各府県の間で一般化するのには明治二十年代に入ってからだから、埼玉県の意気込みのほどがうかがえる。

書籍貸借規則

第一条 教場中書籍掛売人ヲ置キ貸借簿ヲ設ケ貸借ノ都度其書名及ヒ姓名ヲ登記シ本人ヲシテ其下ニ拇印セシムベシ

第二条 普通学科書ハ每人貸与スト雖モ課本ノ外一本若クハ二本ニ過クルヲ得ス

第三条 学科外ニ渉ル書籍ハ部数ノ都合ニヨリ一時数人ノ需メニ応シ難キ事アリ是等ノ節ハ其申請ノ前後ニヨリ巻数二冊以上ノモノハ順次貸与スヘシ

第四条 甲ノ貸受クル書籍ヲ乙ニ転貸スル事ヲ禁ス若シ乙之ヲ借ラントストキハ甲ト共ニ書籍掛ヘ申出新ニ拝借スヘシ

但丙ノ申請其以前ニ在ルモノハ第三条ノ手続ニ依ルヘシ
第五条 拝借シタル書籍ヲ粗齒ノ取扱ヲナシ為メニ破毀汚点スル事アレハ之ヲ取揚ル事アルヘシ

第六条 借覽ヲ許ス書籍左ノ如シ

書目ハ勸善訓蒙其他有益之書籍ナリ依テ之レヲ略ス
第七條 新ニ書籍ヲ備フルトキハ其書名ヲ書記シ教場ニ掲ケ告
示スヘシ

ここで、明治初期のわが国獄政に大きな影響を及ぼしたとされる『ペリー獄舎報告書¹²⁾』について、その図書閲読関係部分を見てみよう。

明治六年、アメリカのプロテスタント宣教師ジョン・C・ベリーは大久保内務卿の許可を得て大阪、兵庫、京都の三大監獄を視察、極めて詳細な報告・意見をまとめた。のちに伊東巳代治によって翻訳され、明治九年関係官庁に配布された『ペリー獄舎報告書』がそれである。その中でペリーは書籍閲読につき、「罪人ノ為メニ牢内ニ書籍ヲ備フルカ而シテ其書類ハ何ヲヤ」と質問した。それに対する回答は、兵庫県「書籍ヲ備ヘス新聞紙ヲ与フルノミ」、大阪府「囚人ノ望ミニ任セ妨ケナキ書籍ハ是ヲ許シテ貸シ与フ」であった。未だ軌一ならざる各府県の図書取扱いの様相が推察できる。隣県どうしでこれだけの取扱いの差があったのである。ペリーは書籍備付けの不充分さを慨嘆しつつも、「今貴政府ハ罪囚ニ書籍ヲ供セント欲スルヲ以テ却テ拙者ハ欣喜ノ色ヲ顯ハスニ至リシナリ」と将来に希望を託している。さらにペリーは、すみやかに相応なる獄舎書籍房を設置すべきことを説き、「罪囚ハ供スル書籍ハ其種類ノ善良及ヒ誠実ニシテ且ツ道德ニ関スル者ヲ見極メ之ヲ備有セサル可カラス又タ教法関カル雑誌類ハ甚タ効益アル者ニヨリ之ヲ獄舎ニ備置キ書籍トモニ罪囚ハ貸渡スヘシ罪囚ヲ導クニ斯ノ如キ温厚ナル方法ヲ以

テシ而シテ是ヲ適當ニ施ストキハ全善全美ノ教法ヲ得其裨益ハ甚タ浩大ナルヘシ」との意見を具伸している。

私本 明治六年三日、未決囚徒の所持にかかる書籍、『春秋左氏伝』ほか五種の下渡しが許可された¹³⁾。私本下渡し許可の初めである。同八年一月七日には、東京府伺いに対する司法省指令により領置金による法律書（新律綱領、改定律令）購入が許可された¹⁴⁾。差入れについては、明治七年十月、懲役人所持品を売却し書籍の買入方出願の場合は、親戚に引渡し買入のうえ差入させた¹⁵⁾。同八年一月には、懲役人に対して手習用墨紙硯または書籍の差入れが許された¹⁶⁾。その後明治九年四月には遊戯猥褻に涉る書籍の差入れが禁ぜられ¹⁷⁾、教育ならびに紀律上から次第に差入書籍の許可範囲が制限されるようになってくる。法律書についても同十一年六月にその差入れが不許可となつてゐる¹⁸⁾。

明治五年監獄則は、購入・差入等、私本閲読に関する規定をもたず、その実際の取扱いは、官本同様、各庁府県と内務省とのやりとりの中から形成されてきたといつてよい。しかし、各庁府県の間においてその取扱いが区々に涉る面が少なくなく、例えば同一の書籍について甲県においては許可、乙県においては不許可というような、処遇上好ましからざる不公平な例少しとしなかつた。もとより、外部との物品の授受に属する私本の購入・差入れは、本来例外的なものであった。前述したように、囚人の書籍閲読においては、むしろ官本を原則とするのが当初の方向であつたと思われる。それは既に当時の西欧各国の

獄制における一般的傾向であつた(19)。しかし、購入・差入れは囚人の書籍閲読のなかで次第にその領域を拡げてくるようになる。「書籍ノ差入ヲ許スハ畢竟各国ノ如ク書籍室ノ設ナク亦藏置ノ書籍乏キニ因リ止ムヲ得サル(20)」ためであつた。

新聞 新聞については、当時も今も、その特殊性から一般書籍とその取扱いを異にする。その特殊性とは主としてその発行形態と内容面についてであり、必然的に膨大な量の検閲事務が結果される。今日各矯正施設におけるその業務量は、図書関係事務中かなりの部分を占めており、それがため本来の受刑者に対する図書館サービスそのものが大きな制約を受けているといつても過言ではない。受刑者にとつてほとんど唯一のニュース・ソースといつてよい新聞紙閲読は社会と受刑者を結ぶ極めて重要なパイプであるだけに、昔からその取扱いをめぐつては係争の種がつきず、そこに新聞紙閲読をめぐるもう一つの特殊性があるといつてもよい。

ところでわが国監獄で囚人に対する新聞紙差入れが初めて許されたのは明治七年六月四日である。東京府伺に対する司法省指令によるものだが、囚獄への新聞紙差入れは既決・未決の別なく許可された。しかしそれから一年もしないうちに、翌八年一月二十四日、新聞紙差入れは突如として禁止されることとなつた(21)。「詮議ノ次第有之」とあるが、一体どのような詮議がなされたのであろうか。

司法大少丞ヨリ東京府へ達八年一月二十四日

明治七年六月四日附ヲ以テ囚獄懲役場へ新聞紙差入ノ儀御伺出有之差支ノ筋無之旨及指令置候処詮議ノ次第有之新聞紙ノ儀ハ差許シ難ク候条以後御差止可有之候此段及御達候也

時あたかも自由民権運動が活発化し、各新聞は、官権派、民権派相分れての言論戦展開の場と化した。政府はそれまでの新聞育成の立場から弾圧へと立場を変え、明治八年六月二十八日新聞紙条例を改正するとともに、新たに讒謗律八条を制定して言論弾圧にのり出したのである。明治八年一月の突然の新聞紙差入禁止措置は、おそらく当時のそのような社会状況に対応したものであろう。新聞紙閲読については、以後今日に至るまで特別な取扱いのもとにおかれるのである。

ただ禁獄人については、明治十年十月三十日、警視本署は警視監獄署の伺いに對し、例外的に新聞紙差入れを認めた(22)。その理由は「禁獄人ノ如キニ至テハ破廉恥人ト異リ新聞紙差許候而モ決テ障碍ヲ生スル憂ヒ無之」というものであつた。

警視監獄署ヨリ警視本署へ伺十年九月十一日

新聞紙差入ノ儀ニ付テハ既ニ明治七年六月四日旧東京府知事大久保一翁ヨリ大木司法卿エ伺済ノ上未決ノ別ナク差許来リ然ルニ明治八年一月二十四日詮議ノ次第有之新聞紙ノ儀ハ難差許旨司法大少丞ヨリ通達有之右ハ囚人ヲシテ世間ノ事物ヲ通知セシメ自己罪犯上關係アルヲ以テ裁判上ノ障碍ヲ生スル故ナランカ果シテ然カラハ未決囚ニ禁シテ已決囚ニ禁スヘカラス然リト雖モ懲役人ノ如キハ十二八九ハ良民ノ財産ヲ掠奪シ破廉恥甚シキモノニ付新聞紙ノ為メ却而妨害ヲナスモ難計

ニ付従前ノ通り禁シ独リ禁獄人ノ如キニ至テハ破廉恥人ト異
リ新聞紙差許候而モ決テ障碍ヲ生スル憂ヒ無之ニ付差許度

警視本署指令十年十月三十日

書面伺ノ趣一応見聞ヲ遂ケ障害無之分差入聞届不苦候事

懲役人については、「十二八九ハ良民ノ財産ヲ掠奪シ破廉恥甚
シキモノニ付新聞紙ノ為メ却而妨害ヲナスモ難計ニ付従前ノ通
リ」とされ、依然として禁止されたままであった。しかしその
後、明治十一年十二月二十八日制定の禁獄囚取扱規則（内務省
達丙第六一号）は、その第六条において、「新聞紙又ハ時事ニ涉
ル書類ハ渾テ差入ヲ禁ス」と規定し、新聞紙差入れは、以後、
禁獄人にも禁止されることとなった。しかもそれは新聞紙に限
らず、政治もしくは時事にわたるものは他の一般書籍について
も禁止する幅広い規制を内容とするものであった。

注

- (1) 「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ懲戒セシムル所以ナリ 獄トハ人ヲ仁愛
スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦
スル者ニ非ス 刑ヲ用ルハ己ヲ得サルニ出ツ國ノ為メニ害ヲ除ク所以ナ
リ獄司欽テ此意ヲ体シ罪囚ヲ遇シ可シ」
- (2) 行刑上の術語で、施設備付けの官有の書籍のこと。これに対して、携
有・購入・差入れによる私有の書籍を私本という。
- (3) 監獄法は紀律違反に対する懲罰として、「第六十条第一項第四号 文
書図画閲読ノ三月以内ノ禁止」を規定している。
- (4) 平松義郎「刑罰の歴史―日本（近代的自由刑の成立）―」（「刑罰の理

論と現実」（昭和四十七年）七二ページ）

(5) 前掲「日本近世行刑史稿」下・七九四ページ

(6) 「法規分類大全」第一編治罪門三 監獄 二二五ページ

警視庁ヨリ内務省へ（何九年三月二十二日）

懲役人共へ學術ヲ教授セシメ候儀ハ監獄則ニモ相見已ニ其設有之候得
共從來法則ノ整備ナラサルヨリ進歩ノ功不相見候間今般更ニ教則ヲ設
ケ幼囚ヲ區別シ相応ノ書籍ヲ与へ時間ヲ定メ教授為致度見込ニ付必用
ノ書籍其外トモ別紙ノ通相備度右金額別途至急御下渡シ相成度（別紙略
之）

内務省指令九年四月十二日

書面書籍其他買上代価別途渡ノ儀ハ難聞届候条懲役費ノ内ヨリ繰合セ買
入候儀ハ不苦儀ト可相心得事

(7) 前掲「日本監獄教誨史」下・九八〇ページ

(8) 同・上・四一―ページ

(9) 同・下・九七九ページ

(10) 同・上・八二〇ページ

(11) 東京警視監獄署「獄務備攷」第二版（明治十二年）七四―七六ページ

(12) 伊東巳代治訳「ペリー獄舎報告書」（明治九年）ジョン・C・ペリー
の大久保内務卿あて視察復命書の翻訳

(13) 前掲「日本監獄教誨史」上・三八五―ページ

(14) 前掲「獄務備攷」第一版（明治十一年）

(15) 前掲「日本近世行刑史稿」下・七九四―ページ

(16) 同・七九五―ページ

(17) 前掲「獄務備攷」第一版（明治十一年）

(18) 前掲「獄務備攷」第二版(明治十二年)

(19) 小野田元濤「泰西監獄問答録五」(明治二十二年) 明治十二年、ヨーロッパ諸監獄を視察した一等警視補小野田元濤の報告書

(18) 新聞紙若クハ政治ニ関シタル雜誌類ハ監内ニ入ルル事ヲ禁ス但書籍室藏置外ノ書籍ヲ閱スル事ハ素ヨリ嚴禁タリ然レトモ獄司特別ニ許シタル時ハ格別ナリトス

(白) 書籍室藏置外ノ書籍及新聞紙雜誌ノ閲読ヲ許サス但事務監督員ノ許可アル時ハ此限ニアラス

(普) 分房ノ禁獄囚ニハ害ナキ新聞紙ノ閲読ヲ許ス
書籍室藏置外ノ書籍ト雖モ場合ニヨリ閲読ヲ許ス事アリ

(20) 同

(21) 「法規分類大全」第一編治罪門三 監獄 一二〇ページ

(22) 同

三、明治十四年監獄則

明治十四年九月十九日、旧刑法、治罪法の制定に伴い監獄則の改正が行われた(太政官達第八十一号)。新監獄則は、明治十四年三月の在監人給与規則と同八月の在監人傭工銭規則とを合せて新たに制定されたもので、翌十五年一月から施行された。新監獄則の制定にあたっては、明治十二年、警視庁一等警視補小野田元濤がヨーロッパ諸国の監獄を視察してまとめた監獄視察報告書(のち明治二十二年に「泰西監獄問答録」として

刊行される)が参照され、多くこれに依拠した。新監獄則は、当時最先進と考えられたベルギー、フランスの獄制を主に範として起草された、全文一三條から成る大部のものであって、明治五年監獄則に比べ、詳細、かつ体裁において極めて近代的なものであった。

監獄則は改正された。が、しかし、明治初年以來打ちつづいた士族争乱、その後の自由民権運動により収監者数は激増し、各監獄における衆情は依然として不穏であった。各地監獄では暴動、放火、逃走等の反獄が相次ぎ、明治十六年、東京集治監(小菅)に憲兵隊を常置、同十七年樺戸、空知、同十八年釧路の各集治監では看守に銃器の携帯を許しこれに対応した。

ところで明治十二年四月、東京府下小菅に東京集治監、宮城県に宮城集治監がそれぞれ完成した。フランスの中央監獄の制に倣して造られたもので、内務省直轄の国庫支弁による大監獄であった。その後、旧刑法上の流刑、徒刑の執行のため北海道にも集治監が増設されることになり、明治十四年樺戸集治監、同十五年空知集治監、同十八年釧路集治監がそれぞれ新造された。

一方、各府県監獄は明治十四年度から府県監獄費の国庫支弁が停止され、以後地方税をもってこれにあてることとされたから、財政的により一層圧迫されることになり、監獄運営は以後困難を極めることとなる。監獄経費の地方税支弁は、裕福な県とそうでない県との間において囚人の処遇に差を生じ、刑罰適用の不公平を結果することとなった。

明治十四年監獄則は囚人の図書閲読に關し次の四條を定めた。第十五條は閲読圖書の許可基準を、第五十五條は購入について、第八十九條・第九十條は差入れについての規定である。

第十五條 在監人書籍ヲ看ント請フトキハ新聞紙及時事ノ論說ヲ記載スルモノヲ除キ修身又ハ營業ニ必要ナルモノノミヲ許スベシ

第五十五條 監署ニ領置ノ工錢ハ本人ノ請ニヨリ親族ニ贈与スルヲ許シ又ハ書籍其他必要ノ物品及第六九條ニ從ヒ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得

第八十九條 未決者及ヒ懲治人ニ其親族故旧ヨリ書籍用紙衣服臥具又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許ス但酒又ハ煙草其他撰生ニ書アルモノハ此限ニ在ラス

第九十條 己決囚ニハ書籍用紙ノ外一切差入品ヲ許サス

明治十四年監獄則は閲読書籍の許可基準を法定し、新聞紙及び時事の論說を記載するものを除き、修身又は營業に必要なものに限りその閲読を許した。「許スベシ」とは許すことあるべしの意であり、書籍閲読といえども、もとより不許可が本則である。前にも述べたように図書教化の観点から感化上とくに益あるものに限りその閲読が許されたのである。感化徳育上の観点から修身書を、釈放後の経済的基盤の確立という観点から營業に關する書籍を、それぞれ例外的に、しかもそのすべてではなく、個人的諸般の事情を省察して必要なものに限りという条件のもとに、制限的に許される。修身書とは、起草者である小

原重哉によれば、例えば、「孝経、大学、中庸、論語、小学、先哲家訓、遺誡ノ類、及ヒ世間販売スル所ノ翻訳書立志編、品行論、勸善訓蒙、小学修身訓、修身幼訓等」を指すものとしている(一)。

前述したように、既に明治十年頃から閲読書籍の許可範囲は制限化の方向にあり、新監獄則第十五條の許可基準もそれら一連の動向をふまえたものであつて、基本的には変化はない。明治初年以來必ずしも統一的な運用がなされてきたとはいへない。限定するとともに、全国監獄にその指針を示したのである。ただ修身書といふ營業書といつても、いかなる書籍がそれに該当し、あるいは該当しないか、必ずしも明らかではなかつた。ただ修身書の類については、それまでの内務省と各府府県との伺・指令の往復を通してある程度認定例の集積があつたから、具体的な個別判断にあつては、実際上さほどの困難はなかつたのではあるまいか。營業書については、明治十四年監獄則にはじめてあらわれる書籍項目である。経済的自立こそが再犯の防止につながるのと刑事政策的配慮に加えて、当時の富国強兵政策の影響が背景としてあつたことも否めまい。

ところで、従来修身に効用あるものとしてその閲読が許されてきたいわゆる宗教書の類は、新監獄則ではどのように扱われているのか。前記小原の例示書目中には、宗教書とみられるものは、経書を除いてはない。後述する監獄事務諮詢会における内務省提示の書目中にも、いわゆる宗教書は、「観音経」「三部経」「中臣破」のわずか三種しかない(二)。

これはおそらく、当時の混沌とした宗教界の状況が原因していたのではあるまいか。明治初年の廃仏棄釈運動は明治九年頃に至り鎮まりをみせ、また切支丹禁制もその禁が解かれたのは、実に明治六年に入ってからのものであった。が、いわゆる宗教自由の時代となっても、依然諸派の宗教活動は低迷で、民衆の確固とした信頼を勝ち得る状態ではなかった。監獄事務諮詢会における坂部兵庫仮留監典獄の、「真正ナル宗教ノ発起スル迄ハ監内一切ノ宗教ヲ入レサルヲ希望ス³」との意見の如く、内務省は、宗教書の扱いにつき慎重な態度にでたものと思われる。

ここで監獄事務諮詢会⁴についてふれておこう。明治十七年十二月、わが国最初の刑務所長会同というべき監獄事務諮詢会が開催されている。これは、「監獄則御改正以来百般ノ事務未タ整理ニ至ラス因テ該事務諮詢ノ為」招集されたもので、来たべき条約改正に備え監獄則運用の統一をはかるのが目的であった。そこでは十二項目にわたる内務卿の諮問事項が討議に付されたが、図書閲読については、その第七項目として、「同則第十五条ノ修身又ハ營業ニ必要ナル書籍ト認ムルモノハ約ネ左ノ目タルヘキ事」が諮問に付され、内務省から次の五十四の書目が示された。

孝経 大学 中庸 民家童蒙解 善惡報応論 小学教育論
教の道すぢ 小学修身訓 小学修身書 勸善必携 修身兒訓
修身幼訓 修身訓蒙 勸善訓蒙前編 啓蒙修身録 訓蒙修身
学 勸善夜話 童蒙教草 修身要訣 茲父教 修身学入門
修身階梯 小学入門 勸善述書 小学読本 勸善論道伝 知

氏家訓 家道訓 教女軌範 小学道德論 小学農業書 母ノ
導 家政要旨 土性弁 小学商業書 草木栽培法 草木六部
耕種法 農性本論 農業三事 植物生理学 培養秘録 諸職
往来 用文章類 女用文章 女今川 字引字解節用類 内外
算術書類 民間経済録 商業往来 商人書状鏡 家事儉約訓
観音経 三部経 中臣破

新監獄則第十五条は閲読図書の許可書目を法定し、修身・營業に必要なもの、と定めはしたが、その具体的内容については法文上必ずしも明白ではなく、各庁府県監獄は、具体的判断の相違から依然として取扱いの差異を免れ得ない状態であった。

内務省の書目提示は、各庁府県に対し統一的一応の指針を与えんとするものであった。そこに示された五十四の書目は、内務省説明によれば、「此書籍ハ内務省ニ於テモ綿密周到ニ調ヘシ上掲記セラレタルニアラズ全ク諸所ニ於テ行ハレ居ル処ノ書目ヲ斟酌取捨シ此分ハ囚徒ニ読マサルモ可ナラント見込マレシモノ丈ケテ掲ケラレタル儀ト存スルナリ」というものであって、これに限るとの制限的列挙ではなく、あくまで一応の例示であった。ただ、その選定にあたっては、「政治ヲ離レタルモノ」が考慮されるとともに、宗教書については、「耶穌教ハ許サレサル精神ナリ」であった。すでに明治六年に切支丹禁制は解かれていながらもかわらず、これは何故であろうか。内務省はその理由を次のように説明している。

「耶穌教ヲ入レラレサル所以ハ各官立学校ノ教科書ニモナシ

且ツ政府ヨリ六管長ヲ置カレシガ未タ耶蘇教派ノ管長ヲ置カレシ事ナシ故ニ此ノ書目ニモ掲ケラレサル所以ナリ」

これに対しては、山形典典獄から、「独り此等ノ書注 観音經、三部經、中臣祓）ヲ許シテ耶蘇教ノ書ヲ許ササルトキハ宣教師ナトニ於テ色々議論ヲ生シ遂ニ外交上ニモ關係ヲ有スルニ至ル懼レ」あるものとの懸念が出され、むしろ観音經他二種の宗教書を削除すべきであるとしている。

なお、提示書目は、その半数以上が修身書であり、営業書と目されるものは十数種、宗教書は三種のみである。営業書の少なきについては、「営業ニ関スル書類少ク農事ニ関スルモノ僅カニ二三アルノミ此ノ如キ営業書ノ少キニ独リ農業書ノミヲ加ヘタル事ニ附テハ疑モアルヘケレドモ別ニ趣意アルニアラズ又各地ノ囚徒ニハ農者ノ多カルヘシト見込マレシヲ以テノ故ニモアラズ内務省ニ於テハ成ルヘク営業ニ関スルモノヲ多ク掲ケラレタケレドモ如何セン然ルヘキモノヲ見出シ難クシテ唯分り居ルモノノミヲ掲ケラレタルナリ」と説明されている。

提示書目に対する各庁府県の反応は大むね同意的であるが、宗教書については意見が多く、三種とも削除すべきとする意見、三種に限定せず、広く仏教・神教とすべきとする意見等に分かれ、また、太政官布達墓地埋葬規則第四条を引用、耶蘇教も含めその他の宗教も許したしとの意見（広島県）もあつた。

なお、許可書目はこれに限られるわけではなく、他にも善書があれば加えるも可なり、と説明されている。しかし、個別の認定の繁雑さからであろうか、許可書目をこれに限定したいとする県も多かつたようである。

諮詢会における審議結果はどのように取りまとめられ、その後の監獄行政にどのように反映されていったのか明らかではないが、諮詢会開催の五年後には、ドイツ監獄学の直接的影響のもと、監獄則は二回目の改正を受けることになる。その第三十二条は、受刑者に対する法律書閲読の許可、未決拘禁者に対する閲読書籍の許可範囲の拡大等、図書閲読について極めて斬新な規定を設けた。

官本 府県監獄費の国庫支弁停止後、各監獄における官本の整備はより困難な状況に置かれることになる。その結果、後述するように図書閲読に占める私本の比重は次第に増大していくのだが、しかし、差入・購入等私本の取扱いについては、常に多大の手数と危険が伴う(5)。当時各監獄は収監者数の激増により極めて不穏な状態であつたから、これら取扱いには細心の注意が払われることとなり、従つて、当時囚人の図書閲読は、官本整備の不十分さと私本取扱いの厳格な規制のもとで、極めてきびしい状況を強いられることになる。しかし、そういう状況のなかにあつても、わが国監獄の基本姿勢は常に一貫して官本主義であつたことを注意すべきである。後年、大正期に入り、官本整備の充実を背景として私本閲読の全面禁止措置がとられたことがあつたが(6)、官本主義からする当然の帰結であつた。ここで明治十四年監獄則時代における各監獄の官本貸与の状況を概観してみよう。

名古屋監獄は明治十四年懲治人仮教則十七条を制定、同第五条は「学力アリテ独学ニ堪フル者ハ望ミニ応シテ書籍ヲ貸与シ

(略)……と規定した。また同年書籍貸渡規則四条を制定。明治十六年一月には在監人看読書籍を次のとおり定めた。

孝経 大学 中庸 論語 小学 品行論 勸善訓蒙 小学修身訓 先哲家訓 遣誠小学読本 修身小学読本 真草字引 日用いろは字引 玉篇 習字帖 仏教書 用文章 古状揃 実語経 明治孝節録 本朝孝子伝 孔子家語 民間経済録 算法記 祝詞

その後明治二十一年五月には書籍貸与規則七条を制定した(7)。

和歌山監獄は、明治十四年頃から教誨師その他の庁員の私有書籍を囚徒に貸与したという。同十五年には、公費を以つて四書、五経、孝経、忠経等儒教に関する書籍数十冊を購入し、囚徒看読用として備付けた(8)。

福岡監獄は明治十五年以後少数の教育用図書を備付け、就學者に貸与した(9)。

長崎監獄は、明治十五年頃、工場での休役中、科程終了後、教誨聴聞の余暇に一人一冊に限り携帯黙読を許した(10)。

大阪監獄は明治十六年頃から書籍閲読許可の範囲をやや拡張、同十九年九月二十二日、既決在監人書籍貸与取扱手続を制定した。書目は、修身・營業書のほか、数学、用文書、教育、農学、歴史、地理、物理、化学等であつた。明治二十年九月十五日、囚徒処遇上階級制を実施し、情願による書籍の購求に制限を付し、国事犯・未決拘禁者に対しては特別の取扱いを行った。明治二十一年十二月三日制定の閲読許可書目では、仏教の

教典その他多くの宗教書が追加された(11)。

山形監獄は、明治十七年十一月二日、在監人に閲読を許可すべき書籍概目を、県達令をもって本支署へ達した。当時在監者看読書籍はすべて監獄において購入備付けのもののみで、寄附にかかるといふもの、あるいは在監者の私有書籍はなかつたといふ(12)。

徳島監獄は、明治二十年六月八日、乙第十三号をもって書籍保管仮規程を定め、官有書籍は参考用ならびに囚徒教誨用の二種とし、教誨用の書籍は囚徒に貸与し、また領置の書籍は監房への下附を許した(13)。

高知監獄では在監者に貸与の目的で備付けられた書籍は、明治二十年頃わずか二十部内外で、とくに情願する者があれば教誨師の私有書籍を貸与したという。当時は主として在監者の領置または購求した私有の書籍を閲読させた(14)。

私本 府県監獄費の国庫支弁停止を境として当初の官本主義から私本閲読を許容する方向へと転換を余儀なくされてきたことについては前に述べた。その点の推移については新監獄則における図書閲読関係の諸規定からもうかがうことができる。

監獄書籍館について規定した明治五年監獄則の高い理想は後退し、図書閲読に関する規定数こそ増えはしたものの、明治十四年監獄則はその性格において、いわば極めて実務的である。明治十四年監獄則中、図書閲読の根本規定ともいふべき第十五条は、第一編第二章「監署ノ規程」中第十条以下の入監手続に列して規定されており、かつ、第十三条・第十四条の監房への

物件の持込み規制条規に引き続く置定となつてゐる。これは何を意味するか。一つは、閲読書籍を私本を中心に位置づけてゐること、もう一つは、該書籍を他の財貨物件と同じように保安上からする規制のコントロールの対象として扱つてゐること、を示す。明治五年監獄則に比し、そこに新監獄則における理念の後退がみられる。

また新監獄則は、第五十五条において作業工錢による書籍購入を、第八十九条において未決拘禁者ならびに懲治人の書籍差入れを、また第九十条において已決囚の書籍差入れを、それぞれ規定した。作業工錢は就役後百日を経てはじめて算定され、已決囚のうち重罪囚にはそのうち一割を、軽罪囚には二割が与えられ、他は監署に収納される。未決拘禁者及び懲治人については七割を本人に与え、三割を監署に収納した。在監人に与えられた工錢は監署に領置され、釈放後の生業資金として放免時に交付される。在監人にはただ月初めに前月までの総額を知らされるだけであつた。第五十五条はその作業工錢の収監中における使用を認めるものであつて、親族への贈与、書籍その他必要の物品及び食物の購入を例外的に許したのである。作業工錢による書籍購入を許した理由を小原重哉は次のように述べてゐる(15)。

(略) 書籍ハ其第十五条ニ触レス人ヲ誘導シテ善道ニ帰セシムルノ種類ノ若キハ亦經理上ニ在リテ大ニ望ム所ナリ仮令ヒ在監人自己ノ工錢ハ購求ノ費ニ充ルニ足ラサルモ其看書ヲ請フニ至リテハ第十五条ヲ以テ之ヲ允許スル者トナス況ヤ勞力

ヲ以テ得ル所ノ工錢ノ中ヲ以テ之ヲ購求下附スルヲ請フニ於テヲヤ

差入の実務はすであつたが、新監獄則においてはじめてその根柢が法文化された。ただ已決囚に差入れが許されたのは書籍・用紙だけであつた。その理由は、「已決囚ヲシテ飲食物衣服ノ嗜好ヲ恣ナラシムルハ豪モ良民ト撰フ所ナカラン」というものであつて、「正二人間ノ惡毒タルヲ慙悔セシムルノ具ノナス(16)」とこの書籍のみに限りその差入れが許された。

ところで法律書についてはすでに明治十一年六月懲役人にかかる該書籍の差入れが禁止されており、また十三年四月には未決囚への法律書差入れは裁判所の協議を要する旨の指令がなされていたが、既決囚に対する法律書閲読についての根柢が必ずしも明白ではなかつたことに鑑み、内務省は明治十四年九月、各庁府県に対し、已決囚に対しては法律書の閲読を禁止する旨の統一指令を出した(17)。

新聞 明治八年一月に禁止された新聞紙閲読は、その範圍を新聞紙以外の時事の論説にまで拡張、本監獄則において禁止が明定された。その禁止の理由を前記小原は次のように説明してゐる(18)。

新聞紙雜誌ノ時事ヲ論説セシ書ノ若キハ読者ヲシテ己レカ現時ノ身ヲ省ミ改過反正ノ心ヲ感發セシムルニ益ナク当ニ世情事物ノ狀況ヲ知ルニ止ルノミナラス之ヲシテマサニ知ラシムヘカラサルヲ知ラシメ未決者ニ在テハ遂ニ裁判ノ障礙ヲ招

キ或ハ兇念ヲ起スノ媒トナル。是レ新聞紙ヲ禁スル所以ナリ
新聞紙閱讀禁止ノ解禁は、その後明治三十二年に漸く果たさ
れている。

注

- (1) 前掲『監獄則注釈』六〇ページ
- (2) 内務省監獄局「内務卿問題意見類集完」(公文編年録)・明治十七年
- (3) 同
- (4) 同 なお、(助矯正協会編『監獄事務諮詢会記事』(昭和五十年) 参照
- (5) 前掲『泰西監獄問答録完』(明治二十二年)
- (6) 大正十五年三月五日、司法省行刑局長通牒行甲第二八三号「収容者看
読書籍選定に關し通牒」
- (7) 前掲『日本監獄教誨史』上・六四六―六四七ページ
- (8) 同・下・一二七六―一二七七ページ
- (9) 同・下・一六二六ページ
- (10) 同・下・一五九二ページ
- (11) 同・下・一一二七ページ
- (12) 同・下・一〇二八ページ
- (13) 同・下・一五四二―一五四四ページ
- (14) 同・下・一五六一―一五六二ページ
- (15) 前掲『監獄則注釈』二〇七ページ
- (16) 同・三二〇ページ
- (17) 『法規分類大全』第一編治罪門三 監獄 一六一ページ

指令十四年九月二日

己決囚ノ義ハ法律書差入ヲ許ササル義ト心得ヘシ

(略) 従前ノ監獄則第十三項ニ「監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シテ以
テ囚人ノ誦読ニ供ス」トアルノミニシテ囚徒ノ親族ヨリノ願ニ依リ書籍ノ
差入ヲ許スノ明文ナシト雖モ法律書又ハ新聞紙或ハ遊戲猥褻ニ渉ルモノ
ハ差入ヲ許ササル慣行トナレリ又既ニ目下御詮議中ニ係ル改正監獄則第
一編第一章汎則第十五条ニ「在監人書籍ヲ看シト請フトキハ新聞紙及ヒ時
事ノ論説ヲ記載スルモノヲ除キ修身又ハ營業ニ必要ナルモノノミヲ許ス
ヘシ」トアリ然ラハ監獄則御改正ノ上ハ監署内ニ於テハ凡囚徒タルモノハ
修身又ハ營業ニ必要ナル書籍ノ外ハ他ノ諸書ヲ看読スルヲ得ヘカラサル
モノト思考ス之ニ由テ觀レハ従前ノ慣行ト云將來改正御施行可相成監獄
則中ニテモ囚徒ノ看読スルヲ得ヘカラサル法律書ノ如キハ無論差入ヲ許
スヘキモノニ非ス(略)

(18) 前掲『監獄則注釈』六一ページ

(なかね・けんいち 収集整理部収集課)